

問1	「憲法」と「法律」の違いについて、立憲主義の観点から説明した文として最も適切なものはどれですか。 （2025年 奈良県公立入試 類似）			
	1. 憲法は国民が守るべき最高の道徳を示したものであり、法律は国が国民を効率的に管理するために作られる。	2. 憲法は社会の秩序を維持するために国民の自由を制限することを主眼とし、法律は国民に利益を配分することを目的とする。	3. 憲法は主に国家（政治権力）を制限して国民の権利を守るためのものであり、法律は主に国民の活動を規律するために作られる。	4. 憲法は国会議員が自由な判断で改正できるものであるが、法律は国民投票を経なければ変更することができない。
問2	日本国憲法では、憲法を「最高法規」と位置づけ、その改正には通常の法律よりも厳しい手続き（衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票での過半数の賛成）を必要としています。このように、憲法改正を難しくしている制度的な目的として、最も適切なものはどれですか。 （2024年 愛知県公立入試 類似）			
	1. 国民が政治に関心を持たないよう、政治的な意思決定の機会を制限するため	2. すべての立法権をあらかじめ国にゆだねることで、速やかに法律を制定できるようにするため	3. 時の権力が、自分たちの都合の良いうように憲法を変えて国民の権利を侵害するのを防ぐため	4. 内閣が法律の範囲に縛られず、自由に行政権を行使できる環境を整えるため
問3	日本国憲法が徹底した平和主義を採用した背景や、憲法の前文で述べられている考え方として適切なものはどれですか。 （2026年 鹿児島県公立入試 類似）			
	1. 冷戦構造の中で、周辺諸国との軍事同盟を強化することを目的としたため。	2. 他国からの攻撃に対してのみ、自衛のための軍隊を保持できると憲法本文に明記するため。	3. 国連平和維持活動（PKO）へ参加することを憲法制定時の最優先事項としたため。	4. 第二次世界大戦の惨禍を反省し、国際平和を誠実に希求して平和のうちに生存する権利を確認するため。
問4	ある憲法改正案について国会で採決が行われ、衆議院では総議員465人のうち390人が賛成しましたが、参議院では総議員248人のうち140人が賛成という結果になりました。この後の手続きに関する記述として、最も適切なものを選びなさい。 （2020年 香川県公立入試 類似）			
	1. 両議院の賛成者合計が総議員数の三分の二を超えているため、直ちに国民投票が実施される	2. 参議院で過半数の賛成は得られているため、両院協議会を開いて合意形成を図らなければならない	3. 衆議院で三分の二以上の賛成が得られているため、国会は憲法改正を発議できる	4. 参議院の賛成が総議員の三分の二に達していないため、国会は憲法改正を発議することができない
問5	日本国憲法が国家の最高法規であることに鑑み、その内容を変更する手続きは法律の制定よりも厳格に定められています。国会が国民に対して憲法改正の案を提案する「発議」を行うために必要な条件として、正しい説明を選びなさい。 （2020年 香川県公立入試 類似）			
	1. 衆議院と参議院の両議院において、それぞれ総議員の三分の二以上の賛成が必要である	2. 衆議院と参議院の両議院において、それぞれ出席議員の三分の二以上の賛成が必要である	3. 衆議院と参議院の総議員を合わせた総数の三分の二以上の賛成が必要である	4. 衆議院で総議員の三分の二以上、参議院で総議員の過半数の賛成が必要である
問6	日本国憲法において、天皇は「国民の総意」に基づき国の象徴とされています。憲法改正の際、天皇が「国民の名において」これを公布するという形式がとられている理由は、日本国憲法の基本原理の一つである「国民主権」に基づいています。この国民主権という考え方の説明として、最も適切なものはどれですか。 （2020年 島根県公立入試 類似）			
	1. 政治上のすべての決定権は天皇が持ち、国民はその決定に従うべきであるという考え方	2. 国民が持つ権利は、政府であっても侵すことのできない永久の権利であるという考え方	3. 国の政治のあり方を最終的に決定する権限は国民にあるという考え方	4. 武力による威嚇や行使を放棄し、国際紛争を解決する手段を持たないという考え方
問7	日本国憲法第96条に定められた憲法改正の手続きにおいて、国会が国民に対して改正案を提示する「発議」を行うための条件として正しいものはどれですか。 （2023年 熊本県公立入試 類似）			
	1. 衆議院で総議員の3分の2以上の賛成があれば、参議院の議決は不要である	2. 内閣が改正案を作成し、国会の過半数の承認を得る必要がある	3. 衆参各議院において、総議員の3分の2以上の賛成が必要である	4. 衆参各議院において、出席議員の過半数の賛成が必要である
問8	日本の安全保障と核兵器に関する記述のうち、非核三原則の性質や他の用語との関係について説明したものとして最も適切なものはどれか。 （2016年 秋田県公立入試 類似）			
	1. 非核三原則は、核保有国が核を持たない国へ核兵器を渡すことを禁止した国際的なルールの呼称である。	2. 非核三原則は、日本政府が国是として掲げている方針であり、国際条約である核拡散防止条約（NPT）とは別の性質を持つ。	3. 非核三原則は、核兵器の平和利用に限定して製造や保有を認めるという制度である。	4. 非核三原則のうち「持ち込ませず」という項目は、日本が同盟国の核抑止力に頼る「核の傘」の考え方を明文化したものである。
問9	日本国憲法の改正手続きにおいて、国会が国民に対して改正案を提示する「発議」を行うために必要な条件として正しいものはどれですか。 （2025年 福岡県公立入試 類似）			
	1. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成	2. 両院協議会において総委員の3分の2以上の賛成	3. 衆議院の総議員の3分の2以上、および参議院の総議員の過半数の賛成	4. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成
問10	日本国憲法第3条では、「天皇の（ ）に関するあらゆる行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」と規定されています。（ ）にあてはまる、天皇が行う儀礼的・形式的な行為を指す用語として正しいものを選びなさい。 （2022年 奈良県公立入試 類似）			
	1. 司法行為	2. 立法行為	3. 国事行為	4. 行政行為
問11	国家の三要素の一つである「領域」には、領土のほかにも、領土に隣接する海やその上空が含まれます。これら「領域」を構成する要素の組み合わせとして正しいものを選んでください。 （2025年 島根県公立入試 類似）			
	1. 領土・接続水域・領空	2. 領土・領海・公海	3. 領土・領海・領空	4. 領土・排他的経済水域・領空
問12	大日本帝国憲法の下での統治の仕組みに関する説明として、天皇が主権者であったことを示す具体的な内容として正しいものはどれですか。 （2014年 沖縄県公立入試 類似）			
	1. 内閣総理大臣を国民の直接投票によって指名し、政治の責任を国民に負わせた	2. 国民の基本的人権を永久不可侵の権利として、天皇よりも上位に位置づけていた	3. 陸海軍を直接指揮する統帥権など、広範な権限を議会の制約を受けずに行使できた	4. 裁判所に対して天皇が直接命令を下し、判決を自由に変更できる唯一の司法機関であった

答え合わせ・解説

問1	答え 3 憲法は主に国家（政治権力）を制限して国民の権利を守るためのものであり、法律は主に国民の活動を規律するために作られる。	立憲主義において、憲法は「権力の暴走を抑える道具」としての役割を持ち、公務員や政治家が守るべきルールです。一方で法律は、社会生活を円滑にするために国民の権利同士を調整したり、社会のルールを定めたりするものです。憲法は国民の権利を保障するために、あえて国家側の自由を制限している点が最大の特徴です。
問2	答え 3 時の権力が、自分たちの都合の良いように憲法を変えて国民の権利を侵害するのを防ぐため	法の支配を徹底するためには、権力を縛るルールである憲法が簡単に書き換えられないようになっている必要があります。日本国憲法のような「硬性憲法」の仕組みは、その時々政権の判断で安易に憲法が変更されることを防ぎ、憲法が保障する国民の自由や権利を長期的に守る役割を果たしています。
問3	答え 4 第二次世界大戦の惨禍を反省し、国際平和を誠実に希求して平和のうちに生存する権利を確認するため。	日本国憲法は、第二次世界大戦による甚大な被害と深い反省に基づき制定されました。前文では「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と述べ、平和のうちに生きる権利（平和的生存権）を掲げています。第9条はこの理念を具体化させたもので、国際協力による恒久平和の実現を目的としています。
問4	答え 4 参議院の賛成が総議員の三分の二に達していないため、国会は憲法改正を発議することができない	憲法改正の発議には、衆議院と参議院の「両議院」でそれぞれ総議員の三分の二以上の賛成が必要です。今回のケースでは、衆議院（310人以上が必要）は条件を満たしていますが、参議院（約166人以上が必要）では140人の賛成にとどまり三分の二に達していません。憲法改正においては法律案の議決のような「衆議院の優越」は認められていないため、一方の議院でも条件を満たさない場合は、国会として発議を行うことはできません。
問5	答え 1 衆議院と参議院の両議院において、それぞれ総議員の三分の二以上の賛成が必要である	憲法改正の手続きを定めた憲法第96条では、改正案の発議には衆議院と参議院のそれぞれにおいて「総議員」の「三分の二以上」の賛成が必要であると規定されています。これは通常の法律案が「出席議員の過半数」で可決されるのに比べて非常に厳しい条件であり、安易な憲法改正を防ぐ仕組み（硬性憲法）としての役割を果たしています。選択肢にある「出席議員」ではなく「総議員」が基準となる点が重要なポイントです。
問6	答え 3 国の政治のあり方を最終的に決定する権限は国民にあるという考え方	日本国憲法は、主権が国民にあることを明記しています。憲法改正の公布が「国民の名において」行われるのは、国の最高法規である憲法を確定させる最終的な権限が主権者である国民に備わっていることを示しています。他の選択肢にある基本的人権の尊重や平和主義も憲法の重要原則ですが、決定権の所在を指すのは国民主権です。
問7	答え 3 衆参各議院において、総議員の3分の2以上の賛成が必要である	憲法改正には、国の最高法規を尊重する観点から慎重な手続きが求められます。国会による発議には、衆議院・参議院それぞれで「総議員の3分の2以上」という高いハードルの賛成が必要です。これは、一般の法律の成立条件である「出席議員の過半数」よりも格段に厳しく設定されており、国民投票へ進む前に国会内で広範な合意が必要であることを意味しています。
問8	答え 2 非核三原則は、日本政府が国是として掲げている方針であり、国際条約である核拡散防止条約（NPT）とは別の性質を持つ。	非核三原則は、あくまで日本国内の方針（国是）であり、多国間で締結された核拡散防止条約（NPT）や、核兵器禁止条約といった国際条約とは区別して理解する必要があります。また、日本はアメリカの「核の傘」（核の抑止力）によって安全を保障されていますが、非核三原則はそれ自体を指すものではなく、むしろ自国内に核を置かないとする原則です。
問9	答え 1 各議院の総議員の3分の2以上の賛成	日本国憲法は、通常の法律よりも改正手続きを厳しく定めた「硬性憲法」の性質を持っています。国会が改正案を提案（発議）するためには、衆議院・参議院のそれぞれにおいて、単なる出席者の数ではなく、全議員の数（総議員）を基準とした3分の2以上の賛成が必要となります。これにより、一部の勢力だけで安易に憲法の内容が変更されることを防いでいます。
問10	答え 3 国事行為	憲法が定める天皇の行為は「国事行為」と呼ばれます。国事行為には、国会の召集、衆議院の解散、大臣の任命、法律や条約の公布などが含まれますが、これらはすべて内閣の助言と承認に基づいて行われるため、天皇が自らの意思で政治を動かすことはありません。
問11	答え 3 領土・領海・領空	国家の主権が及ぶ範囲である「領域」は、陸地である領土、その沿岸の海である領海、そして領土と領海の上空である領空の3つで構成されます。排他的経済水域（EEZ）は、漁業資源や鉱物資源に関する権利は認められていますが、その国の領土そのものではないため、領域には含まれません。
問12	答え 3 陸海軍を直接指揮する統帥権など、広範な権限を議会の制約を受けずに行使できた	大日本帝国憲法における天皇は、軍隊の指揮権（統帥権）や官吏の任免権、宣戦布告などの外交権といった強大な権限を、主権者として保持していました。これらの権限は「天皇大権」と呼ばれ、国民の代表が集まる帝国議会の関与が及ばない強力な力を持っていました。また、国民の権利は「法律の範囲内」でのみ認められるものに限定されていました。